



2023/02/24 11:33 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	4101000122698
地図番号	K51-4	筆界特定	余白		
所在	山本郡八竜町大口字コートキ			余白	
	山本郡三種町大口字コートキ			平成18年3月20日行政区画変更 平成18年4月6日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
27番	畑	1642:		余白	
余白	余白	1682:		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和46年3月9日〕	
113番	畑	1596:		昭和51年11月26日土地改良法による換地 処分 〔昭和51年12月2日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日	
余白	原野	余白	:	②平成27年5月日不詳地目変更 〔令和3年3月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和51年4月7日 第3301号	原因 昭和14年3月13日荒川秀忠家督相続 昭和48年1月19日相続 所有者 山本郡八竜町大口字釜谷87番地 荒川秀明 代位者 秋田 泉 代位原因 土地改良登記令第2条 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日
2	所有権移転	平成15年3月12日 第1642号	原因 平成13年2月6日相続 共有者 南秋田郡若美町本内字屋布下182番地 持分6分の3 荒川悦子 秋田市高陽青柳町12番37号コーポサトウ 101号 6分の1 荒川秀喜 茨城県下館市幸町三丁目25番33号 6分の1 荒川寛也 埼玉県さいたま市大字指扇2309番地5 6分の1 押木幸子
3	共有者全員持分全部移転	平成15年6月18日 第4479号	原因 平成15年6月6日贈与 所有者 能代市河戸川字下大須賀7番地2 荒川信盛
付記1号	3番登記名義人住所更正	令和3年3月8日 第779号	原因 錯誤 住所 能代市字長崎194番地9

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。